

税の申告はお早めに

申告受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)

※申告期間の前半や週の初め、午前中は、申告会場の混雑が予想されます

問い合わせ 税務課(☎④2231)・藤岡税務署(☎②0971)

市県民税の申告

市県民税の申告は、平成31年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定基礎や所得証明などの基礎資料になります。

◎次に該当する人は市県民税の申告は不要です

- ▽所得税の確定申告をする人
- ▽給与所得のみ(年末調整済み)の人で、医療費控除などの所得控除の適用を受けない人。ただし、2カ所以上から給与をもらっている人は申告が必要な場合があります
- ▽公的年金所得のみで、社会保険料控除などの所得控除を受けない人

所得税の確定申告

■確定申告が必要な人
▽事業所得や不動産所得などがあり、所得税が発生する人

公的年金などの収入金額が年間400万円以下で、かつその年の公的年金などの所得以外の所得金額が20

年金所得者の申告の簡素化

- ◎次に該当する人は、申告すれば30年中に源泉徴収された所得税が戻ることがあります
- ▽給与所得や退職所得のある人で、医療費控除・寄附金控除・住宅ローン控除を受けられる人
- ▽30年途中に中途で退職した後、再就職せず年末調整を受けていない人

住宅ローン控除

居住年の適用期限が31年6月30日から33年12月31日まで2年6カ月延長されました。このうち、26年4月

その他

問い合わせ 税務課

万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です。

◎次に該当する人は所得税の申告が必要で

- ▽外国からの公的年金などを受給している人
- ▽医療費や保険料などの控除を受ける人(申告することにより源泉徴収された所得税が戻ることがあります)。また還付は無くても市県民税の税額が減額される場合があります。その場合は市県民税の申告を行ってください

申告受け付け会場

■確定申告・市県民税の申告受付
高額療養費に該当する人は、必ず高額療養費の手続きを済ませてから医療費控除の申告をしてください。

会場 市役所第1会議室
時間 午前9時～11時
午後1時～4時30分

※午前8時前の来庁は庁舎内の通行の妨げなど支障がでる場合がありますので控えてください
問い合わせ 税務課(☎④2231)

◎次に該当する人は市役所では申告できません。藤岡税務署で申告してください

- ▽過去(29年分以前)の申告をする人
- ▽青色申告をする人
- ▽消費税を申告する人
- ▽土地や株などの売買のあった人

(土地収用の特例経費を適用する場合を除く)

- ▽譲渡損失(繰越損失を含む)の申告をする人
- ▽住宅ローン控除の申告で借入金が連帯債務の場合など
- ▽雑損控除の申告をする人
- ▽準確定申告(死亡した人の申告)をする人

確定申告の受付会場

会場 藤岡税務署
時間 午前9時～午後4時(申告書の提出は5時まで)
問い合わせ 藤岡税務署(☎②0971)自動音声案内)

申告の時に必要な物

	所得税	市県民税
収入など	▷印鑑▷給与所得や公的年金などの源泉徴収票の原票(コピー不可)▷事業所得などがある人は収支の内訳書▷申告者本人名義の口座番号の分かる物▷マイナンバー関係書類(※1)	▷印鑑▷源泉徴収票や事業所からの給与支払証明書など収入の分かる物▷事業所得などがある人は収支の内訳書▷扶養する人に収入がある場合は収入が分かる物▷マイナンバー関係書類(※1)
社会保険料控除など	30年中に支払った▷社会保険(任意継続)▷国民年金保険料▷生命保険料▷地震保険料などの支払証明書	
医療費控除(※2)	医療費控除の明細書・医療費通知(加入している医療保険者から発行されたもの)または30年中に支払った医療費の領収書(医療費と高額療養費や入院給付金などで補てんされた金額をあらかじめ集計して申告時に提出してください)	
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書(※3)など	
寄附金控除	寄付した団体などからの受領書	
住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)	▷登記簿謄(抄)本▷請負・売買契約書の写し▷住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書	※所得税の確定申告をした人と、年末調整済みの人は市県民税の申告は不要です
配偶者(特別)控除(※4)	源泉徴収票などの配偶者の所得を証明できる書類	

※1 マイナンバー関係書類

- ▷マイナンバーカード(写真付き)
- ▷マイナンバーを確認できる書類(通知カードなど)+本人の身元確認書類(運転免許証など)

※2 医療費控除

▷29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。(税務署が記入内容の確認を求める場合がありますので領収書は5年間保存する必要があります)なお医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要です。

※31年分の確定申告までは従来どおり領収書の添付または提示による申告も可能です

▷健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う人が特定一般用医薬品等購入費(医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費)を支払った場合は、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」の適用を受けることができます。(通常の医療費控除とどちらか選択)この特例の適用を受ける人は「セルフメディケーション税制の明細書」の提出および適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要です。

※3 障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書

障害者手帳のない人でも、寝たきり高齢者や65歳以上で身体障害者・知的障害者に準ずると認定される

本人とその扶養者は、申告時に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより控除を受けられます。認定書は要介護認定の資料を基に市で判定し、該当となる人には申請により市が無料で発行します。(交付には申請から一週間程度かかります)

障がいの状態に変化がない期間は認定書を継続して使用できます。すでに認定書が発行されており判定区分に変更がない場合は以前発行された認定書を提示してください。

申請・問い合わせ 介護高齢課(☎④2294)

※4 配偶者(特別)控除

▷申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除が受けられません。

▷配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、38万円以上123万円以下です。

なお、配偶者控除・配偶者特別控除とも申告者本人の合計所得金額によって控除額が異なります。